第７章 第１号被保険者の保険料

１．給付と負担　～保険給付費と第１号被保険者保険料～

介護給付費に対する財源は、第1号被保険者保険料、第2号被保険者保険料、公費により賄われています。それぞれが負担する割合は政令により定められています。

第１号被保険者保険料（65歳以上の介護保険料）は、区市町村（保険者）ごとに決められ、その区市町村の被保険者が利用する介護保険サービスの水準を反映した金額となります。介護保険料は、介護保険事業計画期間中のサービス（給付費）の利用見込量に応じたものとなり、サービスの利用量が増加すれば保険料は上がり、利用量が減れば下がることになります。

図表　介護保険特別会計の財源構成

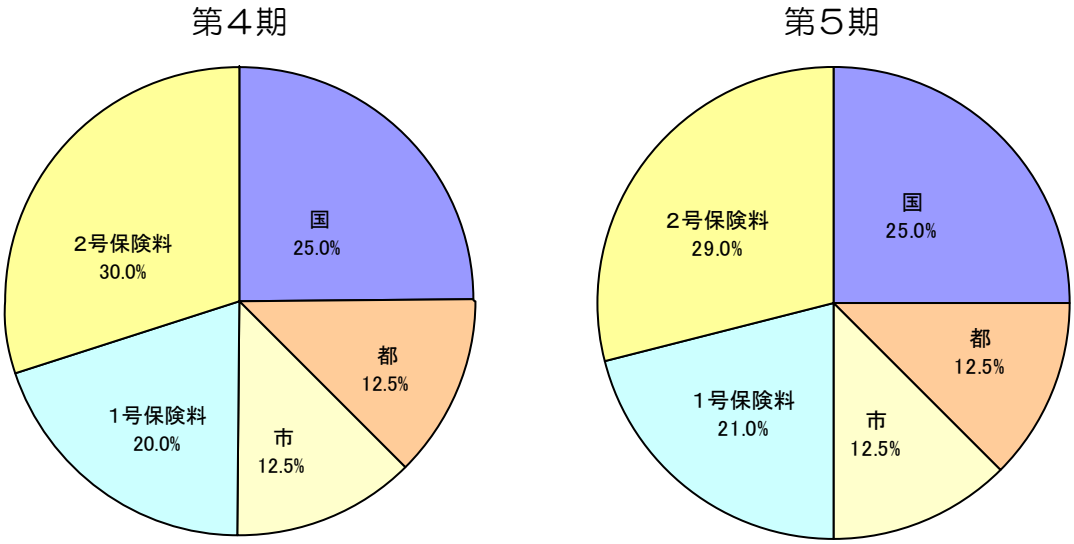

第４期の介護保険料は、介護保険事業計画期間中のサービス（給付費・地域支援事業費）の利用見込額は179億7,340万４千円で、第１号被保険者数の見込み人数73,285人で除した額に、介護保険運営基金からの繰入や介護従事者処遇改善臨時特例交付金を充当し、保険料基準額4,350円（月額）となりました。

第５期の介護保険料は、財政安定化基金の活用を図り保険料上昇の抑制に努めますが、高齢者人口の増加、要支援・要介護認定者数の増加、サービス利用量の増加に加え、第１号被保険者が負担する法定負担割合が20%から21%に引き上げられることや、介護報酬の改定及び地域区分の見直しなどに伴う標準介護サービス給付費の上昇を見込み、基準月額保険料の改定を行います。

■介護保険料の算定方式

保険料必要額
＝（保険給付費）×21％
　＋（地域支援事業費）×21％
　＋調整交付金減額分
　　（法定分 5%－交付見込率）
　＋財政安定化基金返済額
　－財政安定化基金繰入分

÷第１号被保険者数÷12カ月×
加重平均による調整＝保険料基準月額

■保険料区分見直し

介護保険法施行令の改正により、第５期介護保険事業計画期間からの低所得者対策として、所得階層区分に特例３段階が設定されます。このことから、課税所得段階の階層の細分化及び足伸ばしを行い、介護保険料収入の均衡を図ります。

図表　介護保険財政の推移と介護保険料の推移

■介護保険特別会計歳出決算額の推移

（単位：千円）

	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
総務費	192,149	207,152	203,391	193,066	194,740	219,892	187,146	178,302	190,971	181,525	176,892
保険給付費	1,925,396	2,539,331	3,065,042	3,622,337	4,062,886	4,327,435	4,468,727	4,677,311	4,960,492	5,311,419	5,638,210
居宅介護	590,946	958,499	1,253,480	1,573,023	1,821,237	2,018,806	1,880,949	1,997,652	2,156,507	2,398,287	2,556,342
施設介護	1,330,634	1,557,016	1,782,715	1,992,536	2,180,999	2,239,122	2,114,090	2,202,590	2,281,383	2,367,772	2,470,470
地域密着型	-----	-----	-----	-----	-----	-----	179,804	187,694	216,137	219,913	248,420
高額介護	1,515	19,717	23,641	30,513	32,311	44,262	103,276	90,726	96,316	102,782	133,071
審査支払手数料	2,301	4,099	5,206	6,371	5,970	6,432	6,687	6,932	7,465	7,994	8,443
市町村特別給付	-----	-----	-----	19,894	22,369	18,813	-----	-----	-----	-----	-----
特定入所者介護	-----	-----	-----	-----	-----	-----	183,921	191,717	202,684	214,671	221,464
財政安定化基金拠出金	14,628	14,628	14,628	3,527	3,527	3,527	1,361	1,361	1,361	0	0
保健福祉事業	65	144	190	5,743	5,923	5,924					
地域支援事業							71,325	86,220	126,334	134,338	145,470
基金積立金	102,039	66,880	45,767	255,481	56,502	8,258	30,709	23,336	88,756	91	4,719
公債費							51,668	34,774	34,774		
諸支出金	0	143,400	49,842	16,328	19,845	60,898	41,863	74,916	52,274	66,815	43,691
合計	2,234,278	2,971,535	3,378,860	4,096,483	4,343,423	4,625,935	4,852,799	5,076,220	5,454,962	5,694,188	6,008,982

■介護保険特別会計歳入決算額及び介護保険料の推移

（単位：千円）

	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
保険料	137,893	427,586	594,856	628,511	646,337	671,034	976,945	1,033,650	1,072,186	1,160,918	1,183,087
国庫支出金	467,887	633,894	710,098	925,329	986,172	1,036,160	1,002,167	1,023,110	1,182,939	1,148,841	1,208,520
支払基金交付金	590,933	873,544	1,009,524	1,162,686	1,310,415	1,394,431	1,376,645	1,484,410	1,553,117	1,620,934	1,718,954
都支出金	240,118	330,371	384,454	453,240	520,646	540,489	690,854	731,833	770,066	822,796	882,344
財産収入	2,039	812	109	84	110	36	18	21	75	91	30
繰入金	971,203	638,621	768,057	790,876	884,751	851,975	811,796	790,597	832,597	936,996	964,647
繰越金		175,843	109,171	197,414	62,885	67,897	57,334	64,884	55,041	36,687	39,845
諸収入	47	35	5	1,227	4	30	1,924	2,756	25,628	6,769	2,868
市債						121,216					42,700
計	2,410,120	3,080,706	3,576,274	4,159,367	4,411,320	4,683,268	4,917,683	5,131,261	5,491,649	5,734,032	6,042,995

期別	第1期	第2期	第3期	第4期
第1号被保険者保険料	2,967円	2,967円	4,100円	4,350円

２．低所得者への対応

（１）特定入所者介護（予防）サービス費

低所得者の方の施設利用が困難とならないように、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設などの施設サービス（短期入所サービスを含む）を利用した場合にかかる居住費・食費について、所得に応じた利用者負担限度額を設け、その限度額を超える額を介護保険から給付します。

利用者負担限度額		居住費等の負担限度額				食費の負担限度額
		ユニット型個室	ユニット型準個室	従来型個　室	多床室	
第１段階	世帯全員が住民税非課税で、本人が老齢福祉年金の受給者・生活保護の受給者	８２０円	４９０円	①　３２０円 ②　４９０円	０円	３００円
第２段階	世帯全員が住民税非課税で、本人が合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万以下の方	８２０円	４９０円	①　４２０円 ②　４９０円	３２０円	３９０円
第３段階	世帯全員が住民税非課税で、本人が利用者負担第２段階以外の方	１，６４０円	１，３１０円	①　８２０円 ②１，３１０円	３２０円	６５０円
第４段階（基準費用額）	住民税世帯課税の方	１，９７０円	１，６４０円	①１，１５０円 ②１，６４０円	３２０円	１，３８０円

①は介護老人福祉施設入所、短期入所生活介護入所の場合の額（国が定めた平均的な額）。
②は介護老人保健施設入所、介護療養型医療施設入所、短期入所療養介護の場合の額（国が定めた平均的な額）。
※上表の負担限度額は、1日あたりの平均的な額。

（２）高額介護（予防）サービス費

同じ月に利用したサービスの利用者負担額（１割）の合計額が、所得に応じた限度額を超えた場合は、超えた額を支給します。

負担段階	所得区分	上限額
第1段階	生活保護受給者または、世帯全員が住民税非課税で本人が老齢福祉年金受給者	個人で　15,000円
第2段階	世帯全員が住民税非課税であり、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円/年以下の方	個人で　15,000円
第3段階	世帯全員が住民税非課税であり、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円/年以上の方	世帯で　24,600円
第4段階	住民税世帯課税者	世帯で　37,200円

（３）高額医療介護（予防）サービス費

医療保険における世帯内で、１年間に支払った医療保険と介護保険の自己負担額の合計額が、限度額を超える場合は、超えた額を申請により支給します。

	後期高齢者医療制度 ＋ 介護保険	医療保険　＋　介護保険	
		70歳～75歳未満の方がいる世帯	70歳未満の方がいる世帯
現役並所得者 （上位所得者）	67万円	67万円	126万円
一般	56万円	56万円	67万円
低所得者　Ⅱ	31万円	31万円	34万円
低所得者　Ⅰ	19万円	19万円	

（４）介護保険料の減免

本市においては、介護保険料の負担が困難で生活保護法に基づく基準生活費に対し平均収入額が1.1倍未満の方は、申請により減免を受けることができます。基本減免率は基準生活費の1.0倍未満が90%、1.0倍以上1.1倍未満は80%となります。資産等の保有がある場合は状況に応じて減免率を減じます。

（５）介護サービス利用料の減免

本市においては、介護サービス利用料の負担が困難で生活保護法に基づく基準生活費に対し平均収入額が1.1倍未満の方は、申請により給付割合の特例という形で介護サービス利用に係る費用の減免を受けることができます。基本特例給付割合は基準生活費の1.0倍未満が99%、1.0倍以上1.1倍未満は98%となります。資産等の保有がある場合は状況に応じて基本特例給付割合を減じます。

（６）境界層該当者への対応

介護保険制度においては、介護保険料や特定入所者介護（予防）サービス費の利用者負担限度額、高額介護（予防）サービス費の利用者負担上限額について、本来適用されるべき基準を適用すれば生活保護を必要とするが、それよりも低い基準を適用すれば生活保護を必要としない状態となる方（「境界層該当者」という）については、その低い基準を適用することとしています。